

九州大学大学院生物資源環境科学府附属水産実験所調査艇利用規程

令和 2 年度 九大 規程 第 6 0 号

制 定：令和 3 年 3 月 2 5 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学大学院生物資源環境科学府附属水産実験所（以下「実験所」という。）の調査艇（以下「調査艇」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

(業務内容)

第 2 条 調査艇を利用して行う業務の内容は、実験所と目的地との間の往復の運送並びに目的地における調査等の作業中における停船、漁具の操作及び徐行運転業務とする。

(利用者の範囲)

第 3 条 調査艇を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 九州大学（以下「本学」という。）の職員及び学生
- (2) 調査・研究を目的とする、本学以外の大学、研究機関等の職員又は学生
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、生物資源環境科学府長（以下「学府長」という。）が適当と認めた者

(利用の手続)

第 4 条 調査艇を利用しようとする者は、別記様式 1 による利用申込書を学府長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学府長は、調査艇の利用を許可したときは、別記様式 2 による利用許可書を交付する。

(利用の許可の取消し)

第 5 条 学府長は、利用を許可したものについて、悪天等により出船が困難と判断される場合には、利用の許可を変更又は取り消すことができる。

2 学府長は、利用を許可された者（以下「利用者」という。）が、この規程に違反したとき、利用申込書に虚偽の記載をしていることが判明したとき、その他利用を許可しがたい特段の事由が生じたときは、利用の許可を取り消すことができる。

3 前 2 項の利用の許可の変更又は取り消しによって生じる損害については、本学はその責めを負わないものとする。

(利用者の義務)

第 6 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、運行計画の策定・調整について実験所職員の指示に従うこと。
 - (2) 利用者は、乗船中は船長の指示に従うこと。
 - (3) 利用者は、危険防止に努めること。
 - (4) 利用者は、本学が行う通知等に定める事項に従うこと。
- 2 利用者が前項各号に定める事項を遵守せず生じた損害については、本学はその責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第7条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、調査艇の船体及び装備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用料)

第8条 利用者は、調査艇の利用に要した時間及び燃料に応じた料金を支払うものとし、その額は、別表に掲げる調査艇利用料及び燃料費（以下「利用料等」という。）とする。ただし、第3条第1号の利用者にあつては燃料費のみの額とする。

2 利用者は前項に規定する利用料等を、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振替により所定の期日までに支払わなければならない。

3 既納の利用料等は、原則として返還しない。

(利用の中止等に係る利用料)

第9条 第3条第1号の利用者を除き、利用者は自己の都合により調査艇の利用を中止する場合であつて、当該中止の申出が出船前日の17時以降であるときには、第8条に規定する調査艇利用料の1時間に相当する額を支払わなければならない。

(事務)

第10条 調査艇の利用に関する事務は、農学部等事務部において処理する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式1 (第4条第1項関係)

利 用 申 込 書

年 月 日

九州大学大学院生物資源環境科学府長 殿

申込者 所属
職名
氏名

下記により調査艇を利用したいので許可願います。

記

利用者代表	氏名	外 人	
	所属大学・学部・学年等		
	住所		
利用希望期間	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分		
目的			
調査艇	わかすぎ	だんりゅう	

裏面の乗船予定者一覧を記入すること。

乗船予定者一覧

	氏名	所属等	携帯電話等	緊急連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

- 1) 乗船予定者全員を記入すること。
- 2) 九州大学の船長等スタッフ含め定員を超えて乗船はできないため、事前確認をすること。
定員：わかずぎ 25 名（うちスタッフは 2 名）、だんりゅう 6 名（うちスタッフは 1 名）
- 3) 緊急連絡先は、不測の事態が発生した際の連絡先を記入すること。

別記様式2 (第4条第2項関係)

利 用 許 可 書

年 月 日

殿

九州大学大学院生物資源環境科学府長

下記により調査艇を利用することを許可します。

記

利 用 者 代 表	氏名	外 人	
	所属大学・学部・学年等		
	住所		
利用希望期間	自 年 月 日 時 分	至 年 月 日 時 分	
目的			
調査艇	わかすぎ	だんりゅう	

別表（第8条関係）

区 分		利用料等	
		本学が管理する経費から支出される場合	左記以外の経費から支出される場合
わかすぎ	調査艇利用料		14,000円/時間
	燃料費	帰船後の計測により、現に要した燃料につき、1リットルあたり100円を徴収する。	帰船後の計測により、現に要した燃料につき、1リットルあたり100円を徴収する。
だんりゅう	調査艇利用料		2,900円/時間
	燃料費	帰船後の計測により、現に要した燃料につき、1リットルあたり100円を徴収する。	帰船後の計測により、現に要した燃料につき、1リットルあたり100円を徴収する。